



ふっす 広報

2月 '84 No.263



昭和57年度決算

〈福生市役所・昭和58年12月撮影〉

昨年十二月の定例市議会で、昭和五十七年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。一般会計と特別会計を合わせた総額は、歳入で百六十八億四千三百三十九万円、歳出で百六十四億五千七百七万円となり、実質収支で五十九億余円の黒字でした。財源の構造は、自主財源に乏しく、その多くの財源は国庫支出金をはじめとする依存財源ですが、この厳しい財源を有効に活用して健全財政を維持しています。

決算内容についての詳細は、昭和五十七年度福生市決算書（中央図書館及び図書館各分館等においてあります）に載っていますのでここでは、決算書の中から一般会計の主な動きをお知らせします。

一般会計

一億二千三百七十一万円

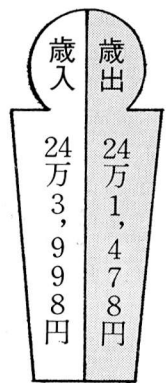
を繰り越す

昭和五十七年度に一般会計に入ってきたお金（歳入）は百十九億八千八十一万円の前年度比二・五パーセント減。使ったお金（歳出）は百十八億五千七百九万円の前年比二・四パーセント減となり、繰越額は一億二千三百七十一万円となりました。

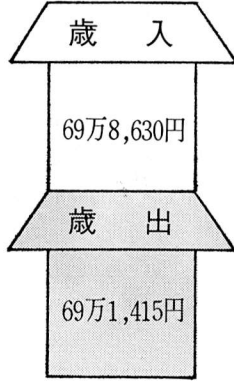
歳入、歳出の執行状況は、それぞれ九八・五パーセント（収入率）、九七・五パーセント（支出率）で、主な決算状況は別表のとおりです。歳出（支出）の主なも

のは、道路新設改良費一億二千五百二十二万円、交通安全施設費六千二百二十四万円、公園整備費一億六千四百九十三万円、緑地整備費一億九千八百九十六万円、西住宅地区周辺排水路費九億七千九百三十七万円……以上土木費。小学校費八億七千七百六十七万円（第一小学校除湿工事費六千八百三十八万円・第二小学校受水槽改良工事費一千六百三十三万円・第三小学校講堂防音改築工事本体内工事費一億八千五百九十九万円・第五小学校増築

○市民一人当りの決算額



○一世帯当りの決算額



第四期工事本体内工事費二千六百四十四万円・第七小学校除湿工事費八千二百七十九万円）等、中学校費三億百八十一万円（第一中学校プール改良工事費五千六百三十万円・第二中学校校庭改良工事費二千四十五万円等）、社会教育費八億九千二百八十八万円等……以上教育費。身体障害者福祉費五千七百六十一万円、老人福祉費一億三千四百六十六万円、老人医療費一億一千七百三十四万円、児童措置費四億九千六百三十四万円、扶助費生活保護等）五億五千七百九十九万円等……以上民生費——などとなっています。

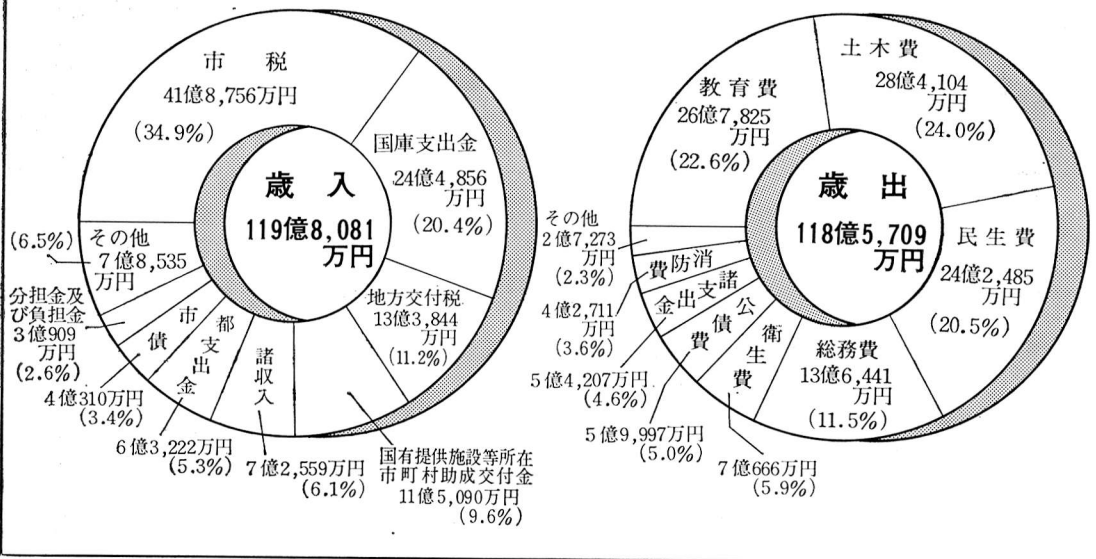
一市税収入済額及び市民1人当りの納税負担額一

区 分	収入済額	1人当りの納税負担額	1世帯当りの納税負担額
市民税	23億3,107万円	47,474円	135,931円
固定資産税	11億5,722万円	23,568円	67,480円
都市計画税	3億5,247万円	7,178円	20,553円
市たばこ消費税	2億895万円	4,255円	12,184円
その他	1億3,785万円	2,807円	8,038円
合 計	41億8,756万円	85,282円	244,186円

市民一人当りの
決算額

一般会計の決算額を市民一人当りで見ますと歳入が二十四万三千九百九十八円、歳出が二十四万一千四百七十八円となりました。また、一世帯当りでは、歳入が六十九万八千六百三十円、歳出が六十九万一千四百十五円でした。
なお、市民一人当りの市税の納税負担額は八万五千二百八十二円、一世帯当りでは二十四万四千八百八十六円となりました。

昭和57年度一般会計歳入歳出決算額
予算現額121億6,062万円
収入率 98.5% ・ 支出率 97.5%



会計別	予算現額	歳 入		歳 出		残 額 (翌年度繰越金)
		決算額	収入率	決算額	支出率	
国民健康保険特別会計	11億9,221万円	11億9,839万円	100.5%	11億3,565万円	95.3%	6,274万円
福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計	9,661万円	9,662万円	100.0%	3,346万円	34.6%	6,316万円
下水道事業計	30億998万円	30億1,909万円	100.3%	28億8,926万円	96.0%	1億2,983万円
老人保健医療計	6,966万円	4,841万円	69.5%	4,354万円	62.5%	487万円
受託水道事業計	5億1,980万円	4億9,807万円	95.8%	4億9,807万円	95.8%	0円
合 計	48億8,826万円	48億6,058万円	99.4%	45億9,998万円	94.1%	2億6,060万円

特別会計

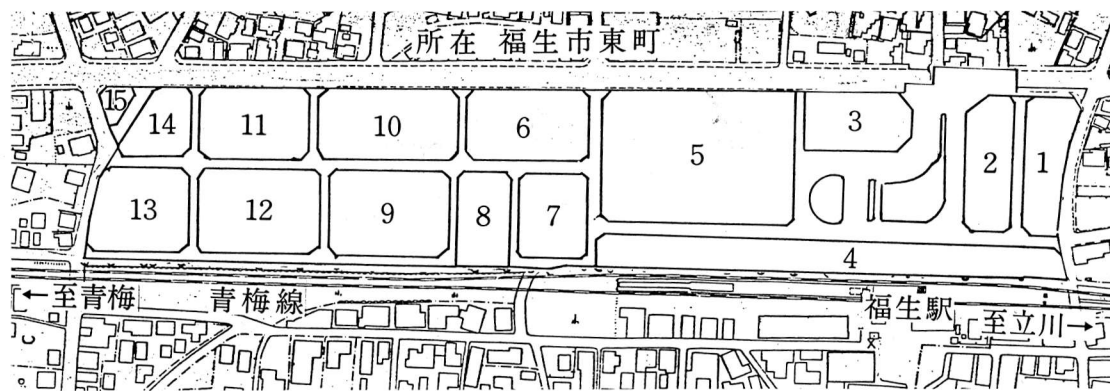
総額 四十五億九千九百九十八万円
を 支 出

特別会計の五会計(国民健康保険特別会計・福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計・下水道事業会計・老人保健医療特別会計・受託水道事業会計)は、それぞれ順調に運営されました。なお、内訳は次の表のとおりです。

福生駅東口
土地区画整理事業
いよいよ竣工
3月1日から町名・地番も
かわります

昭和四十九年に事業認可を受け、十年の歳月をかけた福生駅東口土地区画整理事業が、いよいよ二月二十九日に換地処分公告をし、事業の竣工を迎えます。したがって、三月一日から当地区内の町名も新しく「東町」となり、地番が変更されます。地区内にお住いの方には、市役所市民課から新しい町名・地番の通知を行うと同時に、市民課窓口では、親戚、知人等に対する住所変更のお知らせ用ハガキ、また住所変更の証明書を無料発行いたします。なお、この町名・地番の変更に伴い東京法務局福生出張所（登記所）の登記簿も三月いっぱい閉鎖されますのでご注意ください。

▽日時 3月11日（日）
午前10時～午後3時
▽場所 西友福生店（東側階段）



中学生人権作文の
優秀作文に
竹ヶ原寧子さん（一中）
赤塚聡子さん（三中）
が
選ばれました

三多摩人権擁護委員協議会主催による中学生人権作文の優秀作文入選者が決まりました。
多摩三十二市町村から三十校、二千三百五十六点（うち福生市二十一点）の応募があり、福生市では一中の竹ヶ原寧子さん（三年）、三中の赤塚聡子さん（三年）が優秀作文に選ばれました。
竹ヶ原さんは作文表題「昔と今の親子関係」の中で、昔の子供たちは親に縛られず伸び伸びと育つことができたのに、今の子供たちは親に束縛されてしまっているの、人間の乏しい人になってしまっているのではないかと考え、また、赤塚さんは「大韓機撃墜に思う」と題して、日本人は戦争の放



▲竹ヶ原寧子さん
（一中・3年）



▲赤塚聡子さん
（三中・3年）

棄を宣言しているけれど、それぞれの国の人が自分の権利のみを主張していたら、いつか大きな戦争が起きてしまうのでは。となげかけています。
それぞれ基本的人権にかかわる問題について純粋な観察力をもってとらえ、人間の尊重・人権の擁護の大切さを真剣に考えていることがくみとられました。
人間が、人間としてふさわしい人生をあゆんでいくために、すべての人がお二人の様に、自分とよりまく環境や世界の国のでき事について、素直な気持ちでうけとめ考えることによって、平和な世界を築く礎となることだと思えます。

3月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日および開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

■内科・小児科(昼間)診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 福生市健康センター
- ▽開設時間 午前9時～午後5時

■内科・小児科(準夜)診療所

- ▽開設日および開設場所
 - ・3月4日(日) 堤医院
 - 所在 羽村町 ☎54-2418
 - ・3月11日(日) 河野医院
 - 所在 羽村町 ☎54-7720
 - ・3月18日(日) 米谷内科医院
 - 所在 福生市 ☎51-0143
 - ・3月20日(祝) 村山医院
 - 所在 羽村町 ☎55-2221
 - ・3月25日(日) 大嶽医院
 - 所在 瑞穂町 ☎57-0162
- ▽開設時間 午後5時～10時

■歯科診療所

- ・3月4日(日) 早崎歯科医院

- 所在 福生市 ☎53-0469
- ・3月11日(日) 江藤病院(歯科)
- 所在 福生市 ☎53-3001
- ・3月18日(日) 長谷川歯科医院
- 所在 瑞穂町 ☎57-0079
- ・3月20日(祝) 鈴木歯科医院
- 所在 羽村町 ☎55-7064
- ・3月25日(日) 鏡歯科医院
- 所在 羽村町 ☎55-3353

▽開設時間 午前9時～午後5時
 ※医療機関が変更する場合もありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

なお、受診は緊急の場合に限ります。また、受診の際は保険証と小銭をご用意ください。

〈国民年金だより〉 年金権を 確保しましょう

昭和五十八年十二月末日現在、当市の国民年金加入者は、強制加入の方が八千百六十人、任意加入の方が三千五百九十八人で合計一万一千七百五十八人が加入されています。

最近特にめだつことは、保険料の未納者が増加していることです。

公共下水道の使用開始 から3年を経過した地区の し尿浄化槽清掃料 金等の軽減措置の打ち 切りについて

現在市では、積極的に公共下水道の整備を行っております。ご承知のように公共下水道の供用が開始された区域内のご家庭では、トイレや家庭から出る雑排水を三年以内に公共下水道へ切替えなければならぬことになっていきます。

国民年金は、老後の生活安定を図るため、二十歳から六十歳未満までに最低二十五年の納付期間が必要です。将来の自分自身の生活設計のため、保険料は必ず納期限までに納めてください。

長期間未納のままにしていたために、年金を受給できなくなった方もでていきます。

強制加入者で、家計が大変で保険料を納付できない方は至急申請免除の手続きを、任意加入者で納付できない方は、一時やめる手続きをしてください。

特に簡易し尿浄化槽や汲取ため水洗便所については、切替工事も比較的容易にできることと、地下浸透による地下水の汚染防止等の見地から考えると積極的に切替えていただくことが望ましいところであります。そこで市では、公共下水道の供用が開始されてから三年を経過しても切替えが行われないし尿浄化槽及び汲取ため水洗便所については、従来実施していた清掃に要する経費の一部軽減措置(補助制度)を昭和五十七年四月一日から打ち切ることを実施しております。この打ち切り制度は、今後とも公共下水道の供用開始が行われた年度に従って区域の拡大をして実施いたしますので供用開始区域の方は、三年以内に公共下水道への切替えを実施されるようお願いいたします。なお、昭和五十九年四月一日から新たに軽減措置の対象から除外される区域は次のとおりです。

- ◎昭和五十五年六月一日供用開始区域内のし尿浄化槽及び汲取ため水洗便所
- ◎昭和五十六年二月一日供用開始区域内のし尿浄化槽及び汲取ため水洗便所

水洗便所



国定資産 課税台帳の縦覧

— 3月1日～21日 —

土地、家屋、償却資産の所有者にかかる固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者で、その現況で課税されます。

昭和59年度では、どのように評価され、税金計算の基礎となる額(課税標準額)がいくらになっているのかを事前に知っていただくため、今年も、次のとおり固定資産課税台帳の縦覧が行われます。

- ▽場所 企画財政部税務課資産係 (市役所2階)
- ▽期間 3月1日(木)～21日(水) (ただし、土曜日の午後、日曜日、祝日は除く)
- ▽時間 午前8時30分～午後5時

※ご注意 所有者以外の方が、ご覧になる場合は、所有者の委任状が必要になります。

『消費者講演会』

- ▷テーマ これからの暮らしを考える (物価問題)
- ▷日時 2月21日(火) 午後1時30分～3時
- ▷場所 商工会館3階ホール
- ▷講師 勝部三枝子氏 (生活評論家)
- ▷問合せ 経済課商工係 (☎51-1511) 内線272へ。

私立幼稚園児の

保護者に補助金

▽該当する方 福生市に居住(住民基本台帳または外国人登録原票に記載されている方)し、私立幼稚園に通園している園児(3歳児～5歳児)の保護者で、保育料を納付している方。

- ▽補助額(月額) 3歳児—2500円 4歳児—3500円 5歳児—3500円
- 今回の支給は後期分の10月～3月分です。

▽申請期限 3月5日(月)
▽申請先 各通園している幼稚園へ提出してください。

育英資金

ご利用ください

なお、申請用紙は2月中旬頃に各幼稚園から配布されます。この時期に配布されなかった場合は、庶務職員課庶務係(☎51-1511内線242・243)へ連絡してください。

高等学校または高等専門学校に在学、進学者に対し修学に要する費用の一部を支給いたします。受給資格

① 1年以上引き続き市内に住所を有する者と同じ世帯にある子女であること。

- ② 経済的な理由により、修学が困難であること。
- ③ 成績が良好で心身が健全であること。
- ④ 同種の奨学金を他から支給または貸付けされていないこと。
- ⑤ 在学する学校長から将来社会に貢献し得る人物であると認められたこと。
- ⑥ 世帯主が市税を滞納していないこと。

希望される方は、3月5日(月)から21日(水)まで(ただし、土、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで)に教育委員会庶務課庶務係(☎52-5568)へお申し込みください。



この時期は、朝夕、道路に水をまかないでください。路面が凍結して非常に危険です。

訂正

市のお知らせ2月号に掲載の婦人のための市民講座『女性のこれからの生活と老後にそなえて』の日は2月8日(水)の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。なお、2月22日・29日も行いますのでお気軽にご参加ください。

郷土資料室だより

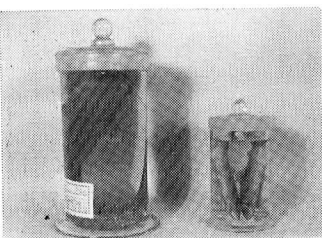
— 収蔵資料紹介 —

自然関係資料

郷土資料室では民俗・歴史関係の資料の他に自然科学系の資料を収集し保存しています。現在までに植物四百八十四点、昆虫五百三十七点、魚類三百十二点、地質関係二十四点が集まりました。これらの大部分は福生市内で採集したのですが、急速に変化する福生市の自然を把握するうえで重要なものとなっています。資料はそれぞれ採集した時の状況を詳しく記



▲左：アキノキリンソウ 55年10月玉川上水新堀橋付近の林で採集 右：セイタカアワダチソウ 56年7月加美平の空地で採集



▲魚類の液浸標本 左：マナマス 56年5月陸橋付近の沼地で採集（寄贈） 右：アユ 55年9月陸橋付近の多摩川早瀬で採集

録し、標本化して保存します。標本は原形に近いかたちで保存できるように乾燥、液浸、プレパラートなど、それぞれの資料に適した方法で作成します。

左上の写真は、乾燥させて台紙の上に固定した植物の腊葉標本です。この二つの植物、同じキク科アキノキリンソウ属なのですが、環境の変化によって一方は増加・他方は減少という相対する運命にあります。林の縁などに生育するアキノキリンソウは、林の減少によってしだいに姿を消しつつあるのに対し、セイタカアワダチソウは裸地に群れをなして生育し、近年急速に増加してきています。

このようにこれら自然資料は、その時代の状況を証言する大切な実物資料として大変に価値のあるものです。



南田園(一)

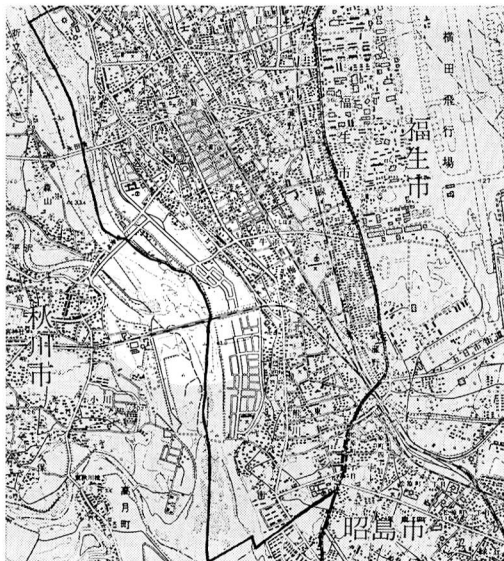
草花二番地が

— 嘉永四年河原地境争い —

現在、北田園、南田園と呼ばれる地域は昭和五十年以降、区画整理に伴って名づけられた町名で、以前は河原、下河原と称した地域です。

旧名称からおわかりのとおり多摩川の氾濫原であったこの地がその後の開発によって農業用地として宅地へ変化したわけです。

江戸時代、多摩川沿域の村々にとって河原は肥料供給源（草が肥料利用された）として重要でし



たが、流路の変化などによってはつきりした境界のない河原は境界争いが頻発しました。嘉永四年（一八五二）の多摩川を挟んだ熊川村と下草花村との争いもその一つでこの争いは後の福生市の境界を決めた重要なものとなりました。

二年五か月にわたって争われ、やがて合意に至りましたが、この時に取り決められた牛浜坂下から二ノ宮突抜坂への見通しを基本とした境界は、多摩川南岸に秋川市草花二番地を残す、現在の福生市と秋川との境界設定の基本線となりました。（高崎勇作氏「多摩川をめぐる地境出入」参照）

参加してみませんか



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
 - 市民会館 ☎52-1711
 - 公民館(本館) ☎52-1711
 - 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
 - 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
 - 図書館
 - 中央図書館 ☎53-3111
 - わかぎり分館 ☎52-7421
 - わかたけ分館 ☎51-0083
 - 郷土資料室 ☎53-3111
- 施設は火曜休館日 —

白梅と松林の映画会

『すばらしい友だち アントニーノ』

▽日時・場所

▽白梅会館 2月25日(土) 午後1時30分・3時

▽松林会館 2月26日(日) 午前10時・午後2時

※入場無料 上映時間 83分

▽問合せ 白梅・松林の各館へ。

ふっさファミリー劇場

くびなし

ほていどん

▽日時 3月25日(日) 開場・午後2時 開演・午後2時30分
▽場所 市民会館大ホール
▽出演 劇団ひまわり
▽入場料 全席自由席、大人1200円・小人600円

00円(中学生以下) ただし入場できるのは、3歳以上です。小学校未就学児は、父兄の同伴が必要です。▽入場券の発売 市民会館窓口、市役所市民相談係、かたばみ楽器店、西友福生店、羽村町公民館
▽問合せ・電話予約 市民会館へ。

松林ホビー教室 銅工芸

カップパー・クラフト

▽日時 2月27日(月) ~ 3月29日(木) 毎週月・木曜日 午前10時~正午 全10回
▽場所 松林会館
▽内容 やわらかな光沢のある銅を使って、ネームプレート・指輪・小箱などを作る初心者対象の教室です。
▽材料費 2000円
▽定員 20人
▽申込み・問合せ 2月22日(水) から松林会館へ。

市民文化教室

七宝焼入門

▽日時 3月2日(金) ~ 30日(金) 毎週金曜日 午後7時~9時 全5回
▽場所 白梅会館
▽内容 素人でも手軽に手づくりの味を楽しめる七宝焼で、ブローチ、ペンダントなどのアクセサリを作ります。
▽講師 大田広志氏(七宝焼作家)
▽材料費 1000円
▽定員 先着20人
▽申込み 2月22日(水) から白梅会館へ。

子どもスキー教室

▽期日 3月24日(土) ~ 27日(火) ※24日夜出発 3泊4日(車中1泊含む)
▽場所 国設木島平スキー場
▽費用 26000円(昼食・リフト券付)
▽対象 小学4年~6年生
▽定員 80人
▽申込み 往復ハガキに保護者の住所、氏名、電話番号、お子さんの氏名、学年を記入の上 千原福生市熊川902 渡辺 清まで郵送してください。なお、定員(80人)になり次第、締め切り

ます。▽問合せ 社会教育課 会体育係(市民体育館内)へ。

子ども役員

研修会

▽日時 3月2日・9日・16日 毎週金曜日 午後7時30分~9時30分 全3回
▽場所 公民館集会所
▽内容 今年の4月から子ども会の役員を引き受けることになった方を対象に、役員としての役割や基本的な行事の進め方などの具体的方法を知る機会にしたいと思います。気軽に参加ください。
▽申込み・問合せ 公民館へ。

市民大学講座

少年非行と家族

▽日時 2月29日(水) 午後7時~9時 以後原則として毎週水曜日 全4回
▽場所 白梅会館
▽内容 家庭裁判所にもちこまれる事例をもとに、子どもの生活、親と子のつながりについて考えていきます。
▽講師 東京家庭裁判所八王子支部 家庭調査官他
▽申込み 2月22日(水) から白梅会館へ。

＝講座＝

『祭りと芸能の民俗学』

▷日時＝3月11日・25日・4月8日(いずれも日曜日)午後2時～4時 全3回 ▷場所＝郷土資料室 ▷内容＝民俗の立場から祭りと芸能をとらえ、その観賞方法を学びます。▷講師＝宮尾与男氏(大東文化大学講師)▷申込み・問合せ＝郷土資料室へ。

『福生混声合唱団員募集』

▷練習日時＝毎週日曜日 午前10時～正午 ▷場所＝都立福生高校音楽室(3階) ▷内容＝今年スタートしたばかりの平均年齢が非常に若い合唱団です。現在佐藤真の組曲「蔵王」より早春、苔の花等を練習中。▷申込み・問合せ＝平川信(☎56-0965)へ。

図書館だより

＝講演会＝

『子育ての楽しみと絵本』

子育ての楽しみと子育てに大切な役割をもつ絵本についてお話しさせていただきます。

講師は児童図書館研究会会員で翻訳に「火よう日のごちそうはひきがえる」(評論社刊)などがあります。

▷日時 2月24日(金)

午前10時30分～正午

▷場所 中央図書館2階会議室

▷講師 佐藤涼子氏

▷定員 先着30人

▷問合せ 中央図書館へ。

休館のお知らせ

中央図書館、わかぎり、わかたけ分館、および郷土資料室は、図書、雑誌等の整理、郷土資料室の整理、消毒を行うため2月27日(月)から3月9日(金)まで休館いたします。ご迷惑をおかけしますがよろしくご協力ください。

なお、2月13日(月)から2月26日(日)までは、中央図書館では10冊まで、分館では制限をしないで特別に図書の貸出をします。期間中わかぎり、わかたけ分館の会議室は利用できます。

また、3月10日(土)から平常通り開館し、15日の第3不曜日も開館いたします。

お貸しします

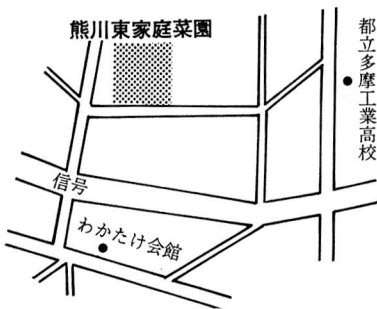
家庭菜園

4月1日から、加美平第一、第二、熊川東、鍋二の各家庭菜園をお貸しします。貸出区画は箇所合計45区画です。

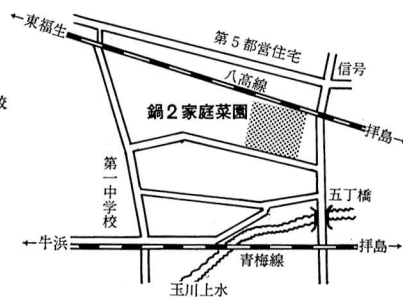
余暇を利用して野菜作りの楽しさを味わってみてはいかがですか
貸出期間 昭和59年4月1日～昭和61年3月31日(2年間)
費用 1500円(使用期間中の菜園自主管理費、ゴミ処理費など)

申込み 3月10日(土)までに印鑑をお持ちのうえ経済課農業緑化係(☎51-1511内線273)へ直接おいでください。

◎熊川東家庭菜園



◎鍋2家庭菜園



◎加美平・加美平第2家庭菜園



なお、申し込みは、1世帯につき1区画とし、応募者が多数の場合は、抽選になります。また、家庭菜園使用者は、菜園の自主管理組織「協力会」に自動的に入会することになります。

市役所

パートタイマー

募集

▽職種と募集人員

① 一般事務……20人程度

② 学校給食配膳業務……19人

③ 保母……5人

▽応募資格

①と②……市内に居住する婦人

で昭和4年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方。

③……昭和13年4月2日以降に生まれた方で保母の資格を有する婦人。

▽募集期間 2月22日(水)・23

表紙は語る



今年(うるう)年ですから節分は二月四日でしたが、市立すみれ保育園では、二月三日に行われました……

日(木)・24日(金) 午前9時～午後4時30分

▽応募方法 自筆の履歴書(写真添付) 1通を庶務職員課人事係(市役所2階)へ本人がご持参ください。なお、③の保母応募者は、保母資格証明書の写を添付してください。

▽賃金、その他の勤務条件

賃金 福生市パートタイマー雇用規程及び福生市学校給食配膳パートタイマー雇用規程により決定。

勤務時間

① 一般事務 月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。土曜日は午前9時から正午まで
 なお、図書館勤務の場合は火曜日が休みとなり、日曜日は隔週

園児たちが保母さんから節分のお話を聞いていると大鼓の音とともに赤、青、緑の三匹の鬼が現れて園児たちに襲いかかります。すると園児たちはあらかじめ持っていた「豆」を鬼目掛けて投げつけます「鬼は外、福は内」これには鬼たちもたまらず退散。そして福の神(園長先生)が現れて今年もみんなが元気で過ごせますようにと、今年小学校に上がる年長組の園児にはりっぱな一年生になれますようにそして独身の保母さんには今年こそ「お嫁めに行けますように」とそれぞれおはらいを受けて、めでたしめでたしでした。

勤務となります。

② 学校給食配膳業務 学校給食のある日の午前10時から午後2時まで。また、各学期の給食日の前日(この日が日曜日または祝日の場合はその翌日)の勤務時間は午前9時から正午まで。

③ 保母 勤務時間は月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで。土曜日は午前8時30分から正午まで。

▽試験日及び試験会場等

○日時 3月2日(木) 午後3時
 ○会場 Ⅱ 商工会館3階ホール(市役所よこ) ○試験科目 Ⅱ 一般常識問題 ※ただし、保母の応募者の筆記試験はありません。後日面談を行います。また筆記試験合格者は後日面接試験を行います。

▽その他

一定の試験等に合格された方は1年間市役所のパートタイマーとして登録され、そのそれぞれの職種に勤務していただきます。ただし、一般事務、保母を応募された方は、一時的に事務量が増加した場合または産休代替等、必要に応じて一定期間勤務していただきます。

「ご存知ですか」 私道整備工事補助制度

市では、私道の整備工事に対して補助を実施しています。

対象となる私道

◎ 起点及び終点が公道またはこれに準ずる主要な私道に接しているもの(通り抜け道路)

◎ 幅員が4m以上で延長30m以上の袋小路で利用戸数が4戸以上のものです。

工事の種類 ① 砂利敷工事 ② 路面舗装工事 ③ 排水工事の3種類で補助率は次の表のとおりです。

種別	条件	補助率%
砂利敷工事	私道整備工事の補助対象条件を満たしていること	100
路面舗装工事	幅員4m以上で通り抜けの場合	100
	幅員4m未満で通り抜けの場合	80
	幅員4m以上で袋小路の場合	80
排水工事	幅員4m以上で通り抜けの場合	100
	幅員4m未満で通り抜けの場合	80
	幅員4m以上で袋小路の場合	80

これらの補助は、私道敷地の所有者または、利用している人の申請にもとづき当該年度予算の範囲内で補助決定実施するものです。くわしくは、土木課庶務係(☎51-1511 内線332)へ。